

安全衛生対策項目の確認表及び標準見積書に関するWGの設置について

設置趣旨

- 平成 28 年 12 月「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律」が成立（平成 29 年 3 月施行）し、本法に基づく基本計画が平成 29 年 6 月 9 日に閣議決定された。
- 基本計画において、「安全衛生経費については、適切かつ明確な積算がなされ下請負人まで確実に支払われるような実効性のある施策を検討し、実施する。」とされたことを踏まえ、「建設工事における安全衛生経費の確保に関する実務者検討会」を設置し、安全衛生経費が下請負人まで確実に支払われるような実効性ある施策を検討したうえで、令和 4 年 6 月に「建設工事における安全衛生経費の適切な支払いに向けて（提言）」が取りまとめられたところ。
- 当該提言を踏まえ、安全衛生経費の適切な支払いのための実効性ある施策として、「安全衛生対策項目の確認表」と安全衛生経費を内訳として明示するための「標準見積書」の作成・普及に関して検討するため、学識経験者や建設業関係団体等から構成される「安全衛生対策項目の確認表及び標準見積書に関するWG」を設置する。

<参考>

- 建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（平成 28 年法律第 111 号）（抄）
（建設工事の請負契約における経費の適切かつ明確な積算等）
第十条 国及び都道府県は、建設工事の請負契約において建設工事従事者の安全及び健康に十分に配慮された請負代金の額、工期等が定められ、これが確実に履行されるよう、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する経費（建設工事従事者に係る労働者災害補償保険の保険料を含む。）の適切かつ明確な積算、明示及び支払の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。
- 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画（平成 29 年 6 月閣議決定）（抄）
第 2 1.（1）安全及び健康の確保に関する経費の適切かつ明確な積算等
安全衛生経費については、建設工事の工種、工事規模、施工場所等により異なるため、関係行政機関等が協力し、その実態を把握するとともに、それを踏まえ、適切かつ明確な積算がなされ下請負人まで確実に支払われるような実効性のある施策を検討し、実施する。
- 建設工事における安全衛生経費の適切な支払いに向けて（提言）（令和 4 年 6 月建設工事における安全衛生経費の確保に関する実務者検討会）（抄）
3 （1）「安全衛生対策項目の確認表」と安全衛生経費の内訳明示のための「標準見積書」の作成・普及
・元下間における安全衛生対策の認識のズレの解消や安全衛生意識の共有を図るため、建設工事の工種毎に安全衛生対策項目の確認表を作成し、その普及を図ることが有効と考えられる。
・下請企業が元請企業（直近上位の注文者）に対して提出する見積書について、従来の総額によるものではなく、その中に含まれる安全衛生経費を内訳として明示するための「標準見積書」を作成し、その普及を図ることも有効と考えられる。